

家電製品PLセンター インフォメーション

《2025年6月》

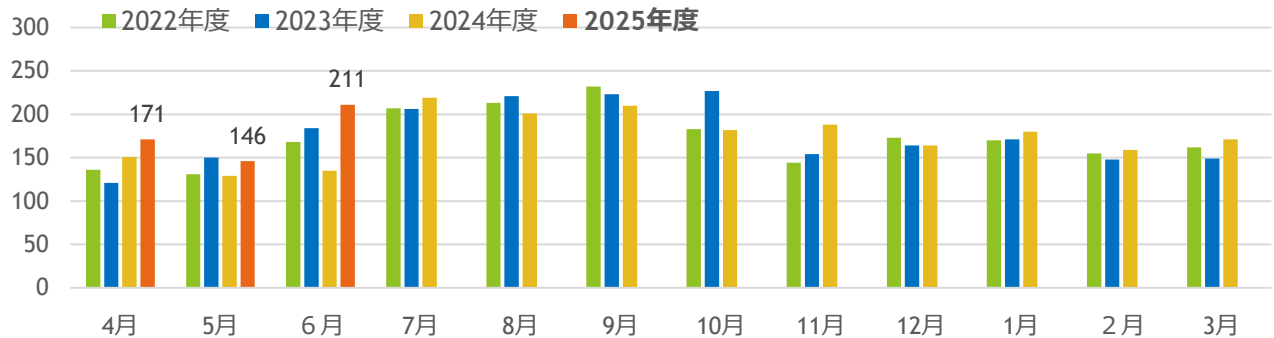
1. 相談等受付概況

* 相談等受付件数 : 2025年6月 211件(前年比 156%)

6月度の相談受付件数は211件(前年比 156%)でした。

製品別では、ルームエアコンが50件と最も多く、次いで冷蔵庫が22件、洗濯機とテレビが各19件でした。

(件)



* 相談等受付区分別件数 : 2025年6月

(件)

相談内容 相談者									
	拡大 損害事故	非拡大 損害事故	損害事故 相談	一般 相談	相談 案件計	斡旋・裁定 案件	合計	前年比	構成比
一般消費者	8	1	9	154	163	1	164	169%	78%
事業者	0	0	0	9	9	0	9	225%	4%
行政	1	0	1	36	37	0	37	119%	18%
その他	0	0	0	1	1	0	1	33%	0%
合計	9	1	10	200	210	1	211	156%	100%
前年比	225%	20%	111%	159%	156%	-	156%		
構成比	4%	0%	5%	95%	100%	-	100%		

* 相談等受付区分別件数 : 2025年4月～2025年6月累計

相談内容 相談者									
	拡大 損害事故	非拡大 損害事故	損害事故 相談	一般 相談	相談 案件計	斡旋・裁定 案件	合計	前年比	構成比
一般消費者	27	3	30	357	387	1	388	130%	73%
事業者	0	1	1	15	16	0	16	267%	3%
行政	5	0	5	117	122	0	122	122%	23%
その他	0	0	0	2	2	0	2	18%	0%
合計	32	4	36	491	527	1	528	127%	100%
前年比	152%	24%	95%	130%	127%	-	127%		
構成比	6%	1%	7%	93%	100%	-	100%		

※用語については次ページの説明を参照願います。

2. 主な拡大損害事故相談事例

- * [ジューサー・ミキサー] 購入時期、購入先不明。調理中にそばに置いていたハンドブレンダーが急に動き出して指を切り、手術を受けた。気が動転して事故状況はよく覚えていない。医療費をメーカーに請求できるか。【消費者】
- * [洗濯機] 2019年に量販店にて購入したドラム式洗濯乾燥機。購入半年後にホースが外れ水漏れし、集合住宅階下の住戸にも被害が及んだ。排水ホース口のカバーも外れ、カバーが排水口をふさいでしまい排水できず、防止パンから水があふれたもの。メーカーは当初補償の意思を示していたものの、交渉がコロナ禍で中断、最近になって製品起因でないため補償しないとの回答に変わった。納得できない。【消費者】
- * [除湿機] 2013年に知人からプレゼントされた除湿機。最近、銀粉のようなもので部屋汚れるようになった。また、喉、肺、皮膚等に不調を感じるようになった。メーカーが除湿機を調査したところ組み立て不具合が原因でマイカ板が劣化損傷しているとのこと。メーカーは医療機関の初診費用、部屋のクリーニング代は負担するとのこと。しかし、将来、病気になった場合の補償は約束できないと言われた。納得できない。【消費者】
- * [空気清浄機] 3か月前に大手ネットモールにて購入したオゾン脱臭器。製品から発火し、近隣のメタルラックが焦げた。大手ネットモールのレビューに本件事故内容を書き込みしたいが上手くできない。どうすれば良いか。【消費者】
- * [その他理美容機器] ネットで購入したラジオ波の美容痩身器。使用中にパーツが外れ、高温部分が直接皮膚に触れ鎖骨付近に火傷を負った。取扱説明書は英語と中国語表記のみでメーカー名など不明である。被害の賠償を求めたいがどうすれば良いか。【消費者】

3. 斡旋または裁定案件

- * 冷蔵庫による物損事故の斡旋依頼があり、受付しました。

<用語の説明>

- 損害事故相談：家電製品が原因と思われる損害事故に係る相談。
 - ・拡大損害事故相談：家電製品が原因と思われ、生命や身体、財産等への被害が生じた事故に係る相談。
 - ・非拡大損害事故相談：家電製品が原因と思われる事故であって、拡大損害が生じなかった事故に係る相談。
- 一般相談：家電製品に関する損害事故以外の問合せや苦情等。
- 斡旋・裁定案件：家電製品が原因と思われる損害事故により、当センターが斡旋または裁定の手続をした案件。
- 事業者：家電製品の製造、販売、輸入、据付工事または修理等を行う者及び企業等。
- 行政：消費生活センター、官公庁、自治体等の行政機関。